

### 平成27年度の公的年金の年金額改定について

マクロ経済スライドは2004(平成16)年の年金改正により導入された枠組みでしたが、それ以降今日に至るまで物価も賃金も下落する、いわゆるデフレ経済が続いたため、マクロ経済スライドが発動されることはありませんでした。しかし2015(平成27)年度には、ようやくマクロ経済スライドによるスライド調整が加味された年金額改定が行われることになりました。そこで当稿では、2015(平成27)年度に実施される年金額改定(以下、「来年度の年金額改定」)の内容を見ておくことにします。

#### 特例水準について

来年度の年金額改定を見て行くに当たって、密接に絡んでくる「特例水準」と呼ばれる給付水準があります。2014(平成26)年度に支給されている基礎年金の水準等はこの特例水準に該当するのですが、この特例水準とは何かということを見ても見ておくことにしましょう。

1999(平成11)年から2001年(平成13)年の3年間は、毎年消費者物価指数が下落しました<sup>1</sup>。厚生年金保険法や国民年金法によれば、物価が下落したときには年金額も減額改定をする必要があります。しかし当時の与党の判断で、特例法案を国会に提出し、それぞれの年の翌年度である2000(平成12)年度から2002(平成14)年度の年金額の減額改定は行わず、金額を据え置く措置を講じました。

2003(平成15)年度以降は、物価の下落は続いていましたが、下落率に応じて年金額の減額

改定を行いました。従って、2000(平成12)年度から2002(平成14)年度の3年間の措置により、年金額が高止まりした状態になりました。この高止まりした水準のことを「特例水準」と呼んでいました。

ここで2000(平成12)年度から2002(平成14)年度において、物価の下落通り年金額を減額改定しておれば、それは法律が想定している本来の給付水準(以下「本来水準」ということ)になります。2002(平成14)年度末時点で、特例水準と本来水準の差は1.7%ありました(脚注1参照)。

#### 特例水準の解消に向けた措置

2004(平成16)年の年金改正で、この特例水準を漸減的に消滅させる措置が導入されました。それは、物価が上昇するときに特例水準についてはスライドをせずに据え置き、本来水準が通常の年金改定によりこの特例水準の金額を超えたときに、支給額を特例水準から本来水準に切り替えるという措置でした。ここでもデフレ傾向は長

<sup>1</sup> 1999(平成11)年は▲0.3%、2000(平成12)年、2001(平成13)年がともに▲0.7%の下落でした。

#### 野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

続きせず、いずれ物価指数は上昇するという暗黙の想定がありました。

一方で、2004(平成16)年の年金改正では、この特例水準を漸減的に消滅させる措置において、物価が下落した場合の特例水準の扱いも定めています。物価が上昇したときのように、特例水準をそのまま据え置くルールでは、物価が下落した場合には本来水準との差がますます開いてしまう可能性が高くなりますので、一定のルールに従って特例水準を減額改定することを定めています。

それは基準となる消費者物価指数よりもある年の消費者物価指数が低くなった場合には、その低下率だけ特例水準を引き下げるという規定です。そしてそれ以降の基準となる消費者物価指数は、この時の低くなった指数とするものです。最初の基準となる物価指数は、2004(平成16)年の消費者物価指数と定められました。その後三度消費者物価指数が基準となる消費者物価指数よりも低くなる事態が起こり、三度にわたって特例水準は引き下げられました。

しかしながら本来水準の下落の方が大きく、2012(平成24)年4月の段階では本来水準と特例水準の差は2002(平成14)年度末時点よりも拡大し、2.5%となっていました。

### 2012(平成24)年の年金改正

2011(平成23)年9月に発足した野田内閣は、社会保障・税一体改革を中心に、公的年金の分野でも様々な改正を行うことを閣議決定し、法案化して行きました。そのひとつに「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を2012(平成24)年2月10日に国会に提出し、この中の改正事項の一つとして特例水準を段階的に解消することを提案しました。デフレ経済が長引いている環境の下で、消費者物価指数の上昇に期待した2004(平成16)年の年金改正によ

るルールでは解消が長引いてしまうという判断が背景にはありました。

この法律案は、民主・自民・公明の三党合意に基づく修正のうえ、同年11月26日に可決成立し、特例水準の解消については、2013(平成25)年10月1日に1.0%、2014(平成26)年4月1日に1.0%、そして2015(平成27)年4月1日に0.5%削減することにより、特例水準と本来水準の差を解消することになりました。

つまり、2015(平成27)年4月1日に実施される特例水準の0.5%削減は、特例水準解消を完成するものとなります。

### 年金額改定のルール

次に、来年度の年金額改定を見て行くに当たってのもう一つの要素である、2004(平成16)年の年金改正で明確化された年金額の改定のルールをまとめておくことにします。このルールは、物価変動率と手取り賃金変動率の大小関係によって、細かく規定されています。

まず、物価変動率よりも手取り賃金変動率の方が大きい場合には、65歳未満の者については手取り賃金変動率により年金額を改定し、65歳以上の者については物価変動率で年金額を改定するというルールになっています。

次に、物価変動率の方が手取り賃金変動率よりも大きい場合には、両方の率がプラスのときは年齢に関係なく手取り賃金変動率で年金額を改定することになっています。

また、物価変動率がプラスで、手取り賃金変動率がマイナスのときには、年齢に関係なく年金額を据え置くこととされています。

さらに、両方の率がマイナスのときには、年齢に関係なく物価変動率で年金額を改定することとされています。

以上が年金額改定のルールですが、このうち、65歳未満は手取り賃金変動率で、65歳以上は

#### 野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送を行わないようお願い致します。

物価変動率で改定するというルールを定めたのは2000(平成12)年の年金改正でした。そのときは、物価も手取り賃金も上昇し、かつ手取り賃金変動率の方が物価変動率よりも大きいという状態が普通であるという前提があり、他のケースについては明確に定められていませんでした。そこで、2004(平成16)年の年金改正で、すべてのケースについて年金額改定のルールを定めることにしたものです。

### 出生年度による年金改定率の相違

物価変動率よりも手取り賃金変動率が大きい場合には、その年度の65歳未満の者の年金額は手取り賃金変動率により改定され、65歳以上の者の年金額は物価変動率で改定されますので、一般的には、出生年度により受給者の累積の年金額改定率が異なることとなります。

基礎年金についていえば、一般論としては、出生年度の違いで基礎年金の年金額も異なることとなります。ただ、2004(平成16)年改正以降2014(平成26)年度に至るまで、デフレ傾向のためにすべての年度で物価変動率の方が手取り賃金変動率を上回る場合の改定のルールの適用が続き、年齢による年金改定率の違いはありませんでした。このため、現在も出生年度による基礎年金の給付額に差は出ていません。2015(平成27)年度も、物価変動率が2.7%、手取り賃金変動率が2.3%で、手取り賃金変動率の方が低いので、出生年度による年金改定率の差が出ることはありません。

一方、厚生年金については、特例水準が登場するのは、2000(平成12)年改正で行われた報酬比例年金の5%カットに対する従前額保障の措置においてです。この従前額保障に対する本来の厚生年金水準において、出生年度の違いによる差が出てきます。これについては後で見ることにしましょう。

### 基礎年金の来年度の年金改定率

以上見てきましたように、基礎年金の本来水準と特例水準の差は2012(平成24)年4月の段階で2.5%ありました。これを2013(平成25)年10月、2014(平成26)年4月に1.0%ずつ削減し、2015(平成27)年4月にさらに0.5%削減して特例水準を解消するのが、2015(平成27)年度の基礎年金額の改定のひとつの要素となります。

一方で2015(平成27)年度の通常の基礎年金の改定率は、物価変動率2.7%よりも手取り賃金変動率2.3%の方が小さくなりましたので、2.3%ということになります。

さらに、マクロ経済スライドのためのスライド調整率は0.9%と算定されますので、基礎年金の2015(平成27)年度における改定率は2.3% - 0.5% - 0.9% = 0.9%ということになります。

### 厚生年金における従前額保障

厚生年金は、2004(平成16)年の改正まで、財政再計算において過去の報酬の再評価率を作り、年金額を手取り賃金の伸びに合わせた賃金スライドを行いました。そして、次回の財政再計算までは物価の変動率でスライドを行いました。従って、特例水準発生の原因となった物価下落にもかかわらず年金額を据え置いた措置は、財政再計算でご破算になるはずでした。

ところがここに2000(平成12)年の年金改正で厚生年金の報酬比例部分を5%削減したときに設けた従前額保障が絡んできました。この改正では、2000(平成12)年4月から報酬比例部分の給付乗率を千分の7.5から千分の7.125に下げたのですが、激変緩和措置として、過去の報酬の再評価を1994(平成6)年4月までとし、その報酬に基づいて給付乗率千分の7.5で計算した年金額を1995(平成7)年以降は物価スライドのみで改定した金額と、直近まで過去の報酬を再評価した上で、給付乗率千分の7.125で計算した金額

#### 野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

を比較し、前者が後者を上回っている間は前者を実際の給付額とし、後者が前者を上回った時点からは後者を実際の給付額とする、という措置が設けられました。前者を「平成12年改正の従前額保障(以下「従前額保障」)」、後者を「厚生年金の本来額」と呼んでいます。

### 従前額保障における特例水準とその解消措置

従前額保障は1995(平成7)年以降物価スライドですので、2000(平成12)年度から2002(平成14)年度までの年金額据え置き措置の影響を受けることになり、従前額保障そのものが特例水準になってしまうこととなります。

2012(平成24)年に成立した改正法により、この従前額保障の特例水準も解消して行くこととなります。すなわち、2013(平成25)年10月、2014(平成26)年4月、2015(平成27)年4月にそれぞれ特例水準の従前額保障を1.0%、1.0%、0.5%削減することにより、本来水準の従前額保障に戻すこととなりました。

### 厚生年金の来年度の年金改定

厚生年金については、特例水準の従前額保障が下げられてくる過程で、厚生年金の本来額そのものが従前額保障を上回る世代が出てきまし

た。すなわち、1938(昭和13)年度以降の生まれの者については、2014(平成26)年4月の時点で、厚生年金の本来額が従前額保障に追いついて、従前額保障のさらなる削減(2015(平成27)年4月における0.5%の削減)は不要になりました。そうなりますと、これらの者の来年度の年金改定率は、0.5%の削減は不要になりますので、マクロ経済スライドによるスライド調整のみとなり、 $2.3\% - 0.9\% = 1.4\%$ という率になります。

これらの者には、2001(平成13)年度～2003(平成15)年度の賃金上昇率までが反映するため、特例水準の従前額保障と厚生年金の本来額との差が小さくなっていました。このため2014(平成26)年4月には、従前額保障に追いつくことになりました。

また、1937(昭和12)年度生まれの者については、2014(平成26)年4月時点で、従前額保障と厚生年金の本来額との差が0.1%しかなく、従って、2015(平成27)年4月には本来水準に戻った従前額保障を0.4%上回ることとなります。このため、これらの者の来年度の年金改定率は、 $2.3\% - 0.5\% - 0.9\% + 0.4\% = 1.3\%$ となります。

1936(昭和11)年度以前に生まれた者については、従前額保障が年金額となっているため、年金改定率は基礎年金と同じく $2.3\% - 0.5\% - 0.9\% = 0.9\%$ となります。

弊誌の記事はバックナンバーも含めてホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

**編集:** 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所、野村総合研究所

**発行:** 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター(年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2

アーバンネット大手町ビル

**TEL:** 03 (6703) 3991

**FAX:** 03 (6703) 3981

**Email:** [nenkin@jp.nomura.com](mailto:nenkin@jp.nomura.com)

— 次号のお知らせ —

次号は

**4月13日(月)**

発行予定です。

### 野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

## 野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合は、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会